

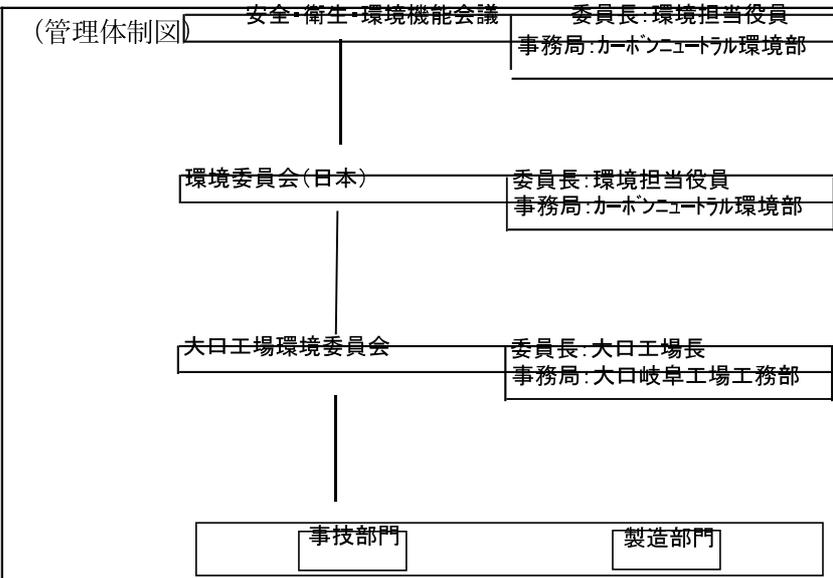
様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和3年 6月29日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住所 愛知県刈谷市豊田町1丁目1番地	
氏名 トヨタ紡織株式会社	
取締役社長 沼 毅	
電話番号 0566-23-6611	
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	トヨタ紡織株式会社 大口工場
事業場の所在地	愛知県丹羽郡大口町上小口3丁目201番地
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
1 事業の種類	31 : 輸送用機械器具製造業
2 事業の規模	8,655百万円
3 従業員数	316人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	廃プラスチック類：樹脂原料として自社再利用 再生処理業者に委託して RPF として再資源化 汚泥、廃油：中間処理業者に委託して焼却熱回収、 残渣セメント原料等再資源化。 木くず：再生処理業者に委託して破碎後、再資源化 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、汚泥＋金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず＋金属くず： 中間処理業者に委託して、破碎、選別、再資源化。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【別紙1の通り】

別紙1の通り

産業廃棄物の分別に関する事項

1 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別時の異物混入防止の徹底 ・プラスチックと金属複合物の分別徹底
3 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別ミスによる異物混入の防止 ・プラスチックと金属複合物の分別徹底

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
1 現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	1,803 t	t
	(これまでに実施した取組) ・廃プラ（成形不良、端材）を樹脂原料として再利用 ・ライフサイクルを考慮した新製品立ち上げ（破材の極小化） ・リサイクル原料の積極利用		
2 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	2,024 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ライフサイクルを考慮した新製品立ち上げ（破材の極小化） ・リサイクル原料の積極利用		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			

			優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
			再生利用業者への 処理委託量	t	t
			認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
			認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
		(これまでに実施した取組)			

(第5面)

	②計画	【目標】	別紙2-2の通り	t
				t
				t
				t
				t
				t

		(今後実施する予定の取組)
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度(令和2年度)実績】						
産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	木くず	廃アルカリ	金属くず+廃プラスチック類
排出量	0.04 t	15 t	2579	42 t	1.5 t	4 t
産業廃棄物の種類	汚泥+金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず+金属くず				
排出量	0.09 t	0.5 t				
①現状	(これまで実施した取組)					
	<p>*廃棄物低減に関し、ISO14001環境マネジメントシステムを運用する中で、各部門の方針の中に取り入れ、継続的に削減活動を推進している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工程内不良低減・歩留まり向上など。 ・廃油の有価売却化 					
【目標】						
産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	木くず	廃アルカリ	金属くず+廃プラスチック類
排出量	1 t	4 t	2600 t	56 t	0.5 t	1 t
産業廃棄物の種類	汚泥+金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず+金属くず				
排出量	0.3 t	0.5 t				
②計画	(今後実施する予定の取組)					
	<p>*ISO14001環境マネジメントシステムを運用する中で、各部門の業務方針の中に環境活動を取り入れ(SDG, s・カーボンニュートラル等)、継続的に削減活動を推進する。</p> <p>(活動例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工程内不良低減・歩留まり向上 ・エアー漏れ点検 ・ブレーカーOFF活動 等 					

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(令和2年度)実績】							
		産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	木くず	廃アルカリ
①現状	全処理委託量	0.04 t	15 t	776 t	42 t	1.5 t	4 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.04 t	15 t	607 t	t	1.5 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0.04 t	15 t	776 t	42 t	1.5 t	4 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.04 t	15 t	0.2 t	t	1.5 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	14 t	t	t	t
	産業廃棄物の種類	汚泥+金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず+金属くず				
	全処理委託量	0.09 t	0.5 t				
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t				
	再生利用業者への処理委託量	0.09 t	0.5 t				
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t				
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t				
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>*なるべく再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減を図る。 新規立ち上がり製品不良対策、VA活動を推進し、廃棄物発生量を抑制する 新たな再生利用業者を模索し処理委託を行い、最終処分量の低減をする</p>						

②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	木くず	廃アルカリ	金くず+廃プラスチック類
	全処理委託量	1 t	4 t	789.3 t	56 t	0.5 t	1 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1 t	4 t	358.9 t	t	0.5 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1 t	4 t	427.2 t	56 t	t	1 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	1 t	4 t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	3.2 t	t	t	t
	産業廃棄物の種類	汚泥+金属くず	ガラスくず・コンクリートくず及 び陶磁器くず+金属くず				
	全処理委託量	0.3 t	0.5 t				
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t				
	再生利用業者への 処理委託量	0.3 t	0.5 t				
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t				
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t				
	(今後実施する予定の取組)						
	製品不良対策、VA活動を推進し、廃棄物発生量を抑制する 新たな再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減をする						